
種 別： 判例研究

タイトル： 損害保険代理店による保険料詐取と所属保険会社の責任

著 者： 清水 太郎

所 収： 『上智法学論集』第 60 卷 3-4 合併号（平成 29 年 3 月）333-346 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

損害保険代理店による保険料詐取と所属保険会社の責任

清水 太郎

山口地裁支判平成 27 年 3 月 23 日(平 25(ワ)第 21 号、損害賠償請求事件)判時 2278 号 119 頁

1. 本件の争点

本件は、損害保険代理店の責任者が顧客から保険料名目で金銭を詐取したことから、所属保険会社の責任が問われた事案である。本件の争点は、当該代理店の所属保険会社が保険業法 283 条 1 項に基づく責任を負うか(争点 1)、当該顧客が金銭を詐取されたことについて注意を払えば正規の保険募集でないことを認識することができたか(争点 2)、過失相殺の可否(争点 3)、および当該顧客と所属保険会社との間で詐取された保険料について返還の合意がなされたが、これにより損害賠償請求権が放棄されたか(争点 4)の 4 点である(以下、本評釈において保険業法の条文を引用する場合、法令名を省略する)。

本件はこれまでの裁判例および通説と同様の解釈を示しているが⁽¹⁾、283 条が問題となる裁判例は多くない。そこで、本稿は、争点 4 が債権債務関係についての当事者の合意であることから検討の対象からははずし、争点 1 ないし 3 に検討を加える。

2. 事実

1 X(原告)は、昭和 23 年 7 月 8 日生まれの指物師として稼働する男性である。A'社は、Y 損害保険株式会社(被告)から損害保険契約締結に関する代

(1) 甘利公人=福田弥夫・ポイントレクチャー保険法 289 頁(2011 年・有斐閣)。

理権を与えられて代理業務を行っていた保険代理店である。Aは、A'社の取締役であった者である。

Yの保険商品である積立傷害保険には、保険期間中に生じた事故等の怪我等を保険金の支払によって補償するほか保険期間満了時に満期返戻金を支給する「C」、補償範囲等が限定されるものの配当金を加算した満期返戻金が支給される貯蓄性の高い「D」がある。また、年金払積立傷害保険には、一定期間後に年金を支給するほか契約期間中に生じた事故等による怪我等を補償する「E」がある。

Yは、保険代理店に対し、不正取引を防止するために予め領収証番号が記入された保険料領収証を交付し、保険代理店がその業務を行う際にはこの保険料領収証を用いるよう指導していた。一方、Yは、損害保険代理店委託契約において、一定の要件の下で保険代理店が保険契約者の要望に従って受領証を交付しない取扱いも認めていた。

2 Xは、平成7年頃および平成11年頃、それぞれ旋盤で指を切断する怪我を負い、Aの勧誘により加入した傷害保険から合計2000万円余の保険金を受領したことがあった。Xは、満期となった保険契約の満期返戻金を、現金を要する時を除き、Aの勧誘に従って「転がし」と称して新たな保険契約の保険料に充当することがあり、自ら保険契約書を作成することもなく、Aに対して手続きの代替を依頼していた。

Aは、Xに対し、平成17年12月頃、「D保険料試算結果」を示し、一時払保険料として200万円を支払えば6年後には240万8790円の満期返戻金が受領できると説明した。同月26日、Xは200万円を支払い、領収証番号が記載された保険料領収証を受領した。しかし、Aは、Yに対し、上記保険取引を報告していなかった。

また、Xは、Aに対し、平成21年10月2日、200万円を交付し、「期間平成21年10月2日～平成22年11月2日まで」と記載された受領書を受領した。

Xは、上記保険取引以外にも、平成17年頃から平成22年頃までの間、Aを通じてYの保険商品について取引し、Aから証券番号等が記載された保険証券や領収証番号が記載された保険料領収証等を受領することがあったが、それらの交付を受けないこともあった。Xは、Aに対し、Xが加入している保険を把握するため保険証券等に代えて一覧表を作成するよう依頼し、Aは、Xに対し、積立傷害保険および火災保険に加入している趣旨の保険料領収証や保険証券と概ね一致する記載のある一覧表を交付した。しかし、Aは、Yに対し、こ

これらの保険取引の一部を報告していなかった。

Aは、Xに対し、平成23年4月11日、満期返戻金100万円、保険料137万4600円と記載された「傷害総合保険Cお見積書」を示して勧誘した。Xは、同日、137万4600円を支払い、領収証番号が記載された保険料領収証を受領した。しかし、Aは、Yに対し、この保険取引を報告していなかった。

3 Aは、Xに対し、Dの方が利息がいい、年金払積立傷害保険で毎年120万円ずつ戻す保険がある、1000万円預ければ10年で200万円つくなどと述べて保険加入を勧誘した。Xは、Aの言辭を信用し、Yの積立傷害保険および年金払積立傷害保険に加入することとし、平成23年5月2日、Aに積立傷害保険および年金払積立傷害保険の保険料として1000万円をそれぞれ交付した（以下「本件取引1」という）。Aは、Xに対し、「期間平成23年5月2日より平成25年5月2日まで」および「平成23年11月2日より毎年¥1200000（非課税）10回で受け取る」と記載した1000万円の受領書をそれぞれ交付した。

Aは、Xに対し、平成24年1月頃、積立傷害保険のほうが金利がよいなどと述べて保険加入を募集した。Xは、Aの言辭を信用し、積立傷害保険に加入することとし、同月16日、X名義の定期預金を解約して払い出し、Aに対し、積立傷害保険の保険料として1000万円を交付した（以下「本件取引2」という）。Aは、Xに対し、「平成24年1月15日より平成25年2月15日まで、利息については契約時に支払うため満期時には元金を支払う」と記載した1000万円の受領書を交付した。

Xは、Aに対し、平成24年1月頃、本件取引1に係る年金払積立傷害保険に基づく年金が支給されないことを問い合わせた。Aは、Xに対し、貯めた方が有利である、働いてくれば毎月10万円を払うと提案した。Xは、Aの提案に応じて年金を受給せず、同年4月頃から運転手として稼働して月額10万円程度の給与を受け取った。

Aは、Xに対し、平成24年3月27日、Xの加入する保険の一覧表を作成して交付した。一覧表には火災保険および傷害保険に加入している趣旨の保険料領収証や保険証券と概ね一致する記載に加えて、「年金」との項目に平成24年4月25日から平成33年4月25日まで毎年120万円ずつ交付される旨が記載されていた。

Xは、Aに対し、平成24年11月頃、自宅の浴室改装工事のため本件取引2の解約を求めた。Aは、Xに対し、違約金が発生するなど告げてこれに応じなかった。

Aは、Xに対し、平成25年2月頃、成績が足りないからどうにかしてほし

い、積立傷害保険に200万円入ってほしい、成績を上げたことの御礼に手数料のうちから10万円を戻すなどと述べて保険加入を募集した。Xは、Aの言辭を信用し、積立傷害保険に加入することとし、同月14日、X名義の普通預金口座から220万円を払い出し、Aに対し、積立傷害保険の保険料として200万円を交付した(以下「本件取引3」という)。Aは、Xに対し、「平成25年2月14日(木)～平成25年2月25日まで、元金に100,000をプラスし2,100,000を当日返金すること」と記載した受領書を交付した。

Xは、Aに対し、平成25年2月18日、本件取引2の満期返戻金が支払われていないことを電話で問い合わせた。Aは、Xに対し、同月25日には本件取引2の満期返戻金を送金すると説明した。しかし、Aは、同月27日、死亡した。

4 Yの山口支店副支店長であったBは、平成25年1月頃、A'社の顧客から指摘を受けて調査したところ、Aによる不正取引を確認した。Bは、平成25年2月4日、Aの不正取引を確認するためA'社の顧客あてに文書を送付し、保険証券の有無、支払った保険料と保険証券の記載の齟齬等について連絡を求めた。

Bは、平成25年2月27日および同年3月1日、Xと面談し、Xの所持していた保険料領収証等のコピーを持ち帰った。Xは、Bに対し、本件取引1ないし3について、私製領収証であるとの認識はなくA'社名が記載されておりYに関する取引であると思っていたなどと説明した。これに対して、Bは、Yの指定した正規の保険料領収書等が存在しない本件取引1ないし3については賠償等の対応ができないと説明した。

3. 判旨 (一部認容、一部棄却、控訴)

〔二 争点1について〕

(1) Yは保険業法上の保険会社であり、A'社はYの保険代理店であって、Aはその代表者であるから、Yは、Aが保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う(保険業法283条1項、同法2条20項、23項)。

(2) 本件取引1について

ア Xは、本件取引1に際し、Aから『D』及び『E』という具体的な保険商品の勧誘を受けており、受け取った各受領書にも、積立傷害保険については…保険期間と解し得る文言が、年金払積立傷害保険については…約定の年金給付と解し得る文言がそれぞれ記載され、Xが平成24年3月27日に受領した一

覧表にも…本件取引1と矛盾しない保険に加入している旨が示されていた。また、Aは、Xに対し、平成17年12月頃、『D保険料試算結果』を提示し、…その運用利回りに照らしても本件取引1が保険取引としての外形さえ認められない程度に不自然であったとまではいえない。…このような経緯に照らすと、本件取引1に基づく合計2000万円はYの取り扱う積立傷害保険及び年金払積立傷害保険に関する保険料として授受されたものと合理的に推認することができる。

以上によると、Aは、Xに対し、Yの取り扱う積立傷害保険及び年金払積立保険の締結を勧誘し、保険料名目でXから金員の交付を受けて本件取引1を行ってXに損害を与えたものと認めることができるのであって、Yは、Xに対し、保険業法283条1項に基づき、Aが本件取引1によりXに与えた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

イ Yは、本件取引1に関する受領書は正規の保険料領収書ではなく保険固有の記載もないから、本件取引1は保険取引としての外形がなく保険募集に該当しないと主張する。

しかしながら、保険代理店が保険料の受領に当たって保険料領収書を作成しない場合もあることが予定されており、Xは以前からAを介して保険取引を行う際には保険証券や保険料領収書等の交付を受けなかったことがあり、正規の保険料領収書が交付されていなかったことをもって前記認定を左右することはないというべきである。…

エ Yは、本件取引1の実態はXとAの金銭消費貸借契約にすぎず、本件取引1につき保険業法の適用はないと主張する。

しかし、…本件取引1が金銭消費貸借であるとうかがわせる契約書等はなく、XがA又はA'社に対して金銭を貸与する合理的な理由も見あたらず、BもAから事情聴取した際にAがXから金銭を借りていたなどの事情を聞いたことがなかったというのであって、本件取引1の実態が金銭消費貸借であったと疑うまでの事情は認められない…。

(3) 本件取引2について

ア Xは、Aから本件取引2に際して積立傷害保険という以外に具体的な保険商品名を聞いておらず、受け取った受領書にも…本件取引2と同時に金銭の支払を受けられるかのように解し得る文言が記載されており、本件取引2に典型的な保険取引と異なる点があることは否定し難い。

しかしながら、Xは、…貯蓄性のある積立傷害保険として本件取引2を行ったのであり、…貯蓄性のある保険商品を目的とした本件取引2が保険取引とし

での外形さえ認められない程度に不自然であったとまではいえず、…一覧表にも…本件取引2と矛盾しない保険に加入している旨が示されていたのである。このような経緯に照らすと、本件取引2に基づく1000万円はYの取り扱う積立傷害保険に関する保険料として授受されたものと合理的に推認することができる。

以上によると、Aは、…本件取引2を行ってXに損害を与えたものと認められるのであって、Yは、Xに対し、保険業法283条1項に基づき、Aが本件取引2によりXに与えた損害を賠償する責任を負うものというべきである…。

(4) 本件取引3について

ア …本件取引3が積立傷害保険の加入を目的とした取引であったことは明らかであり、受け取った受領書にも…保険期間、返戻金及び謝礼金と解し得る文言が記載されていたのであって、本件取引3について保険取引としての外形を失わせる程度に不自然であったとまではいえない。このような経緯に照らすと、本件取引3に基づく200万円はYの取り扱う積立傷害保険に関する保険料として授受されたものと合理的に推認することができる。

以上によると、Aは、…本件取引3を行ってXに損害を与えたものと認められるのであって、Yは、Xに対し、保険業法283条1項に基づき、Aが本件取引3によりXに与えた損害を賠償する責任を負うものというべきである…。

三 争点2について

(1) 保険募集人が保険募集について保険契約者に損害を与えた場合であっても、保険募集人の取引行為が保険代理店の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、その相手方が当該事情を知り、又は重大な過失によってこれを知らなかったときは、相手方は保険会社に対してその取引行為に基づく損害の賠償を請求することができない…。

(2) 本件取引1について

…Xは、指物師として稼働する者であるが、広く事業等を営む者ではなく、商取引慣行に精通する職業に就く者とはいえない。また、Xは、長期間にわたって多数の保険契約を締結してきた経験を有するものの、いずれもAを介した取引にすぎない…。

次に、…本件取引1に至るまでの間、保険契約を巡る問題は生じていなかったのである。

さらに、Xは、本件取引1に際し、Aから積立傷害保険及び年金払積立傷害

保険の各パンフレットを受け取ったか否か明らかではなく、自ら契約申込書も作成しておらず、Aから受け取った各受領書も正規の保険料領収証ではなかったのであるが、本件取引1以前においてもAに対して代わりに手続を依頼し、自ら契約申込書を作成することもなく、保険証券や保険料領収証等の交付も受けていなかったのであって、Xが本件取引1に当たってパンフレットや保険証券等により保険契約の詳細について確認しなかったことが著しく不合理であるともいい難い。

そして、Xは、…Aの説明する運用利回りにつき不合理と認識する契機があったとも認め難い。

このように、Xは、本件取引1を行うに当たり、その具体的な内容を確認した上で受領した書類等について相応の注意を払うべきであったことは否定し難いものの、Xが金融取引等に精通しているとまではいえず、Aとの保険取引が相当長期間にわたっており、その間に繰り返されてきた保険取引においても書類等が常に交付されるわけではなく、本件取引1が従前の保険取引に比して特段に不自然であったともいえないこと等に照らすと、過失相殺において相応に考慮する以上に、Xに故意に準じる程度の注意の欠けつがあったとまでは認め難い…。

(3) 本件取引2について

…確かに、…本件取引2に典型的な保険取引と異なる点があることは否定し難い。

しかしながら…本件取引2に至るまでの間、保険契約を巡る問題は生じていなかったのである。

また、Xは、Aから…貯蓄性のある保険商品について説明を受けており、その後…本件取引2に至っているのであって、配当金の割合等は具体的に明らかではないものの、貯蓄性のある積立傷害保険を目的とする本件取引2を行ったことが著しく不合理であるともいい難い。

このように、Xは、本件取引2を行うに当たり、…相応の注意を払うべきであったことは否定し難いものの、Xが金融取引等に精通しているとまではいえず、Aとの保険取引が相当長期間にわたっており、その間に繰り返されてきた保険取引においても書類等が常に交付されるわけではなく、貯蓄性のある積立傷害保険を目的とする本件取引2が従前の保険取引に比して特段に不自然であったともいえないこと等に照らすと、過失相殺において相応に考慮する以上に、Xに故意に準じる程度の注意の欠けつがあったとまでは認め難い…。

(4) 本件取引3について

…なるほど、…本件取引3に典型的な保険取引と異なる点があることは否定し難い。

しかしながら…本件取引3に至るまでの間、保険契約を巡る問題は生じていなかったのである。

また、…Xは本件取引3に当たりAから積立傷害保険の加入そのものを勧誘されていたことに照らすと、Xに本件取引3について経済的動機の程度はともかく保険取引としての認識に欠けるところがあったとは解されない。

このように、Xは、本件取引3を行うに当たり、…相応の注意を払うべきであったことは否定し難いものの、Xが金融取引等に精通しているとまではいえず、Aとの保険取引が相当長期間にわたっており、その間に繰り返されてきた保険取引においても書類等が常に交付されるわけではなかったこと等に照らすと、過失相殺において相応に考慮する以上に、Xに故意に準じる程度の注意の欠けつがあったとまでは認め難い…。

四 争点3について

…本件取引1及び2は従前の保険取引に比較して高額な保険取引であり、本件取引3は本件取引1に基づく年金支給がされず、かつ本件取引2の解約手続も実現しなかった後に行われた保険取引であったことからすると、Xにおいても相当の注意を払って本件取引1ないし3を行うべきであったといえる。そして、Xは、本件取引1ないし3に際し、Aから…パンフレット等を受け取ったか否か明らかではなく、その具体的な契約内容や補償内容等につき事前に確認した経緯はない上、自ら契約申込書を作成せず、保険証券も受領しておらず、その具体的な契約内容や補償内容等につき事後に確認した経緯もないのであって、Aから受領した一覧表にも格別に保険期間、保険料、保険金額等が明示されておらず、本件取引1ないし3に際して交付を受けた各受領書にも保険料として現金を授受したことが明確にされていないのである。このような本件取引1ないし3に関する事情を総合的に考慮すると、Xには本件取引1ないし3につき正規の保険取引であることを十分に確認すべきところ、これを怠って漫然とAの言辞を信用した過失があったといえるべきである。」として、過失割合を各取引につき40%とした。

4. 評釈

1 283条1項は、「所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。本条の前身である

保険募集の取締に関する法律（以下「募取法」という）11条にも同旨が規定されていたが、この趣旨は民法715条と同じであり、報償責任および危険責任を基礎とした保険契約者保護を目的とする特別の代位責任である⁽²⁾。したがって、283条2項から5項において、所属保険会社等の免責の可能性、再委託、求償関係及び時効について使用者責任と同旨が規定されている⁽³⁾。また、283条の趣旨として、保険契約者の保護に加えて、保険募集規制においては保険募集人の背後にいる所属保険会社等の規制が重要であり、所属保険会社等に特別の不法行為責任を課すことで保険募集人に対する教育指導等の責任を果たさせることも挙げられている⁽⁴⁾。

民法715条において、使用者が被用者の不法行為に責任を負うためには、両者の間に雇用関係までは不要であるが、実質的な使用関係が必要である（最判昭和42年11月9日民集21巻9号2336頁参照）⁽⁵⁾。また、被害者が民法715条の保護を受けるためには、報償責任の原理から被用者の行為が客観的に事業の執行と認められる必要がある⁽⁶⁾。

損害保険代理店の場合、所属保険会社等との関係は代理店委託契約において定められ、保険契約締結の代理権を有するならば委任であり（締結代理商・民法643条）、媒介の権利のみを有するならば準委任となり（媒介代理商・民法656条）、保険契約者が民法715条に基づいて所属保険会社等に損害賠償請求をすることは難しいので、283条は保険契約者の利益を保護し、所属保険会社等の

(2) 保険業法につき、米谷隆三「保険募集取締法」米谷隆三選集（第二巻）186頁（1961年・「米谷隆三選集」刊行会）、鴻常夫監修・『保険募集の取締に関する法律』コンメンタール152～153頁〔落合誠一〕（1993年・安田火災記念財団）、関西保険業法研究会「保険業法逐条解説（XXVIII）」生命保険論集176号117頁〔竹瀆修〕（2011年）、石田満・保険業法2015〔補訂版〕645頁（2016年・文真堂）、吉田和央・詳解保険業法747頁（2016年・金融財政事情研究会）、安居孝啓・改訂3版最新保険業法の解説991頁（2016年・大成出版社）。

民法につき、内田貴・民法Ⅱ〔第3版〕債権各論483頁（2011年・東京大学出版会）、潮見佳男・不法行為法Ⅱ〔第2版〕9頁（2011年・信山社）、平野裕之・民法総合6不法行為法〔第3版〕232～233頁（2013年・信山社）。

(3) 山下友信・保険法159頁（2005年・有斐閣）。

(4) 関西保険業法研究会・前掲註(2)117頁〔竹瀆〕、大澤康孝「保険募集の取締りに関する法律について」落合誠一＝江頭憲治郎＝山下友信編・現代企業立法の軌跡と展望686頁（1995年・商事法務研究会）、保険研究会・コンメンタール保険業法438頁（1996年・財經詳報社）。

(5) 潮見・前掲註(2)22～23頁、平野・前掲註(2)237～238頁。

(6) 平野・前掲註(2)244頁。

責任の範囲を明確にするために損害賠償責任を課したものである⁽⁷⁾。所属保険会社等がこの責任を負うためには、保険募集人が保険募集について保険契約者に損害を与えている必要がある。「保険募集について」は、法文上、「保険契約の締結の代理又は媒介」(2条26号)とされていることからこれに限定されるとも思われるが、保険募集行為と密接な関係のある勧誘行為や間接的媒介行為(例えば、見込み客を探し、申込みの誘引ができるような状態とする行為)を含み、保険募集について有責行為がなされたか否かは民法715条と同様、客観的に行為の外形を基準に判断される⁽⁸⁾。また、「保険契約者」は保険契約が成立しなかった場合の相手方を含み⁽⁹⁾、民法715条と283条の関係は保険契約者保護の観点から請求権競合の関係にあると解されている⁽¹⁰⁾。

所属保険会社等の責任が認められたとしても、保険契約者に故意または重過失が認められる場合、過失相殺の問題となる(故意の場合は使用者責任が排除されるとも解されているが、一概にそうとも解されない⁽¹¹⁾)。民法715条の重過失について、最判昭和44年11月21日民集23巻11号2097頁は、「故意に準ずる程度の注意の欠けつがあり、公平の見地上、相手方に全く保護を与えないことが相当と認められ」なければならぬと厳格に解している⁽¹²⁾。283条においても、保険契約者が適法な職務の範囲内でないことを認識していたか、または認識していないことに重過失があるときは、信義則上、保険者の責任を否定すべきである⁽¹³⁾。

2 争点1において、Yが保険業法上の責任を負うためには、Aが「保険募集について」Xに損害を与えていなければならない。

この点、Yは、そもそも本件取引1ないし3が保険取引ではなく金銭消費貸借契約であると主張したが、判旨はこれを否定している。これまで283条(募集法11条を含む)が問題となった裁判例(【1】神戸地判昭和26年2月21日下民

(7) 石田・前掲註(2)645頁、平沼直人「所属保険会社の賠償責任—保険代理店の不祥事に対する責任」平沼高明先生古稀記念論集刊行委員会編・平沼高明先生古稀記念論集損害賠償法と責任保険の理論と実務296～297頁(2005年・信山社)。

(8) 甘利=福田・前掲註(1)289頁、鴻・前掲註(2)155頁〔落合〕、石田・前掲註(2)646頁。

(9) 鴻・前掲註(2)156頁〔落合〕、関西保険業法研究会・前掲註(2)129頁〔竹瀝〕、保険研究会・前掲註(4)438頁。

(10) 関西保険業法研究会・前掲註(2)121頁〔竹瀝〕、山下・前掲註(3)160頁、大森忠夫・保険法〔補訂版〕333頁(1985年・有斐閣)。

(11) 潮見・前掲註(2)38頁、平野・前掲註(2)425頁。

(12) 潮見・前掲註(2)35～36頁。

(13) 鴻・前掲註(2)156頁〔落合〕、山下・前掲註(3)160頁。

集 2 卷 2 号 245 頁、【2】大阪高判昭和 33 年 5 月 30 日高民集 11 卷 4 号 288 頁、【3】東京地判平成 6 年 3 月 11 日判時 1509 号 139 頁、【4】松山地今治支判平成 8 年 8 月 22 日（平 7（ワ）第 60 号、損害賠償請求事件）保険毎日新聞代理店版平成 9 年 4 月 14 日、【5】前橋地高崎支判平成 8 年 9 月 5 日（平 6（ワ）第 373 号、損害賠償請求事件）保険毎日新聞代理店版平成 8 年 12 月 9 日、【6】東京高判平成 20 年 11 月 5 日判タ 1309 号 257 頁）においても問題となった取引自体が保険取引に該当するか否かは問題とされていなかったもので、争点 1 の本件取引 2 および 3 に関する部分は本件の新規性が認められる点である（本件取引 1 は「D」および「E」という具体的な保険商品の勧誘から保険料を詐取しているため、これまでの裁判例と同様に考えてよい）。

この点、判旨は本件取引 1 ないし 3 が保険取引としての外形さえ認められない程度に不自然であるとはいえないとして、保険取引に該当するとしている。283 条において、保険募集について有責行為がなされたか否かは客観的に行為の外形を標準に判断されるものであることから、判旨のように外形に着目して判断するのは妥当である。また、XA 間の取引が金銭消費貸借契約であることをうかがわせる事実もない。

このように考えると、保険代理店が「〇〇保険」という名目で販売をしている以上、所属保険会社等が正規に販売している保険商品ではないとしても、基本的には行為の外形から保険取引に該当するものと解される。283 条の趣旨の 1 つである保険契約者保護の観点からは、広く保険取引に該当させるほうがその趣旨にかなうが、当該取引の内容に、他の保険取引や金融取引と比較して、例えば利率が高めに設定されているとか、一般人に馴染みのない外貨をもって運用するとか、不自然な点がある場合は、過失相殺の問題とすべきであると解される。

本件における外形に着目すると、本件取引 1 における年金額は複利計算で年約 1.84% である。これは、平成 17 年 12 月の「D 保険料試算表」における利率が複利計算の年約 3.15% よりも低利であることから、特に不自然であるとして認めることは難しいと考えられる。本件取引 2 は 1000 万円が利息を含めて最終的にいくらになるのかは不明であり、実際に利息が支払われたのか否か、支払われたとしてその額がいくらかは、判決文から明らかではないことから、本件取引 1 に比すと保険取引に該当させにくいようにも思われる。しかしながら、積立傷害保険として募集しており、A が作成した一覧表にも本件取引 2 と矛盾しない情報が記載されていることから、保険取引に該当させて差し支えないものと考えられる。ただし、貯蓄性の保険にもかかわらず、利息に曖昧

な点があることから、一覧表の情報がないとしたら、保険取引と認められるか否か、疑問の余地がある。本件取引3は200万円が1週間で210万円になるというものである。これはAの成績のための契約であり、10万円は手数料のうちから支払われる謝礼であるとしたら不自然であるとは認められないと思われる。

加えて、判旨は本件取引1ないし3について、争点2および3において、Aがパンフレット等を渡したか否か明らかでないことや契約内容の確認もないことに言及している。通常の募集手続きと異なることを認めているが、このような事情は外形基準に含まれず、あくまで客観的に保険商品としてあり得るか否かが基準であることを明らかにした点も重要である（なお、通常の募集手続きとの相違の程度およびこれに対する保険契約者の認識の程度も過失相殺において考慮される要素の1つになると解される）。

以上より、本件取引1ないし3は保険取引に該当するものであり、この募集をかたりAはXに損害を与えていることから、Yの責任を認めた争点1は妥当である。

3 争点2および3は、Xに故意または重過失が認められるか否か、認められるとした場合の過失相殺の問題である。過失割合の認定は裁判所の裁量に委ねられるが⁽¹⁴⁾、争点3において、判旨は本件取引1ないし3の過失割合を一律に40%としている点が疑問である。

Xは指物師であり、金融取引に精通していないばかりか、保険取引もAに任せたままになっている。本件取引1以前においてXA間に問題は生じていなかったのみならず、Aの勧誘を受けて加入した傷害保険から2度給付を受けていることもあり、XはAを信頼していたものと考えられる。また、本件取引1の利率も不自然なものではなかった。そうだとすると、本件取引1についてXの故意は認められない。

本件取引2において、貯蓄性の保険商品に加入しつつも、支払った保険料が最終的にいくらになるか不明であり、貯蓄性の保険商品であれば、この点は重要であり、過失相殺において考慮すべき要素であると考えられる。よって、本件取引1および2は同列に取扱えない。Xの故意までは認められないという点は妥当であるが、本件取引1および2の過失割合を同率と判断されたことは疑問である。

本件取引3は、判旨も言及しているとおり、本件取引2から本件取引3の間

(14) 内田・前掲註(2)439頁。

に本件取引1に係る年金払積立傷害保険に基づく年金が給付されておらず、本件取引2は解約されていない。この2点から、本件取引1および2が通常の保険取引と異なることに気付く余地があったにもかかわらず、本件取引3に至っている。本件取引3はAの成績のための契約であることからXの故意までは認められないという点は妥当であるが、このような事情から、たとえAの成績のためであり、保険料額が本件取引1および2よりも少額の取引であったとしても、本件取引3に応じたことは、本件取引1および2よりも非難されるべきである。

よって、具体的な割合は別として、本件取引1の過失割合が最も少なく、本件取引3の過失割合が最も大きくなるべきである。

4 本件では争点となっていないが、保険者の免責（283条2項1号）および求償（283条4項）の問題もある。

前者について、282条2項1号における「相当の注意」には、委託時の「相当の注意」に加えて日常の教育・指導の有無も含まれ、免責は容易に認められない⁽¹⁵⁾。

A社はYの代理店であり、Aの不祥事は長期間にわたるものである。正規の領収書を用いた取引もあることから、Yへの報告がないとしても定例監査で不祥事は自ずと判明するはずであるが、なぜYが見抜けなかったのか分からない（XがAの運転手として稼働していたことからXAは近い関係にあり、両名の間に保険募集に関する共謀があったとも考えられるが、Aが死亡しており、死因も判決文から明らかではないため仮定の域を出ない）。YのAに対する日常の教育・指導が十分であったとは認められず、Yは免責されないと考えられる。

後者について、Aは既に死亡しているが、YがXに責任を負うとしても、本来、YはAに求償できる。この点、日頃、所属保険会社等が適切な指導を行っているにもかかわらず、代理店がその立場を濫用して私利を図るような悪質な場合を除いて全額の求償は認められず、単なる不注意の場合は求償権が制限される⁽¹⁶⁾。

本件取引1ないし3においてAは独自の受領書を使用しているが、上記のとおり、Yの定例監査で不祥事は自ずと判明したものと考えられる。言い換え

(15) 関西保険業法研究会・前掲註(2)131頁〔竹瀝〕、保険法研究会・前掲註(4)438頁、山野嘉朗「保険代理店の責任」平沼高明先生古稀記念論集刊行委員会編・平沼高明先生古稀記念編集損害賠償法と責任保険の理論と実務 281頁（2005年・信山社）。

(16) 山野・前掲註(15)282頁。

ると、Yの監査に甘いところがあったのは否定できず、いかにAが自身の立場を濫用して私利を図っていたとはいえ、求償はある程度制限されていたものになっていたものと考えられる。

(本学法学部特別研究員)